

定 款

(2024年4月1日施行)

野村マイクロ・サイエンス株式会社

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、野村マイクロ・サイエンス株式会社と称し、英文では、Nomura Micro Science Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 水処理に関する施設・装置・部品・薬品類の製造販売およびメンテナンス事業
2. 水処理・ガス処理等の施設に関する土木工事、管工事および機械器具設置工事ならびに各種施設的设计監理
3. 産業用純水供給事業
4. 洗浄装置、ガス処理装置および各種計測機器の製造販売
5. 電子産業向け薬品の製造販売
6. 一般輸出入業務および内外諸企業の代理店業務
7. 貯水槽・水路等のコンクリート構造物の防食・止水のための各種プラスチック材の輸出、輸入および販売
8. 半導体製造装置およびそれらに関する付帯装置の開発、製造および販売
9. 液晶製造装置および部品、ならびにそれに関する付帯装置の開発、製造および販売
10. 環境関連装置（ガス吸収、濾過、集塵、焼却炉装置等）の機器開発、製造および販売
11. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県厚木市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、88,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に関する手続きは、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会において予め定めた代表取締役が招集し、議長となる。

- 2 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役の選任は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において行う。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役、最高経営責任者、最高執行責任者および最高財務責任者)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員を除く。)の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって代表取締役の中から最高経営責任者(CEO)および最高執行責任者(COO)各1名、取締役(監査等委員を除く。)の中から最高財務責任者(CFO)1名を定めることができる。

(役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会において予め定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会の招集をし、議長となる。

3 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の4日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

4 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、社外取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に對し会日の4日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人の責任

(会計監査人の責任限定契約)

第32条 当社は、会計監査人との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当社の期末配当金の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第35条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から起算して3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。

- 2 前項の金銭には、利息を付けない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第49回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に規定する任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 第49回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。

(2024年2月14日改訂、2024年4月1日施行)